

国立大学法人及び大学共同利用機関法人の中期目標に係る 教育研究評価に関して考えられる論点(案)

大学評価・学位授与機構(以下「機構」という。)は、国立大学法人法の規定に基づき、文部科学省の国立大学法人評価委員会からの要請を受け、国立大学法人及び大学共同利用機関法人(以下「国立大学法人等」という。)の中期目標の期間における業務の実績のうち、教育研究の状況について評価を実施し、国立大学法人評価委員会へ評価結果を提供することとされている。国立大学法人評価委員会は、機構の当該評価結果を尊重して、各国立大学法人等の中期目標期間における業務の実績の全体について総合的な評価を行うこととされている。

言うまでもなく、教育研究の推進は国立大学法人等の業務の中核をなすものであり、国立大学法人等の評価システムの中で、機構の行う教育研究の状況についての評価は極めて重要な役割を果たすことになる。

当「国立大学教育研究評価委員会」(以下「委員会」という。)は、これに対応し国立大学法人等の教育研究の状況に係る評価に関する審議を行うため、平成16年9月に機構に設置されたものである。

委員会では、国立大学法人等の教育研究の状況に係る評価の具体方策等を審議する前提として、当面、教育研究評価に係る課題について整理する必要があると考え、ワーキンググループを設け検討を進めてきたが、現時点における検討を踏まえ、論点を以下のとおり整理した。

今後、文部科学省の国立大学法人評価委員会とも連携を図りつつ、評価方法、評価実施体制等、必要な事項について具体的な審議を進めていく。

1 評価の基本方針

(1) 中期目標の達成状況の評価

国立大学法人制度における評価の趣旨を踏まえ、国立大学法人等の中期目標の期間における業務の実績に係る評価(以下「国立大学法人評価」という。)の一環として、教育研究に関する中期目標の達成状況について評価を行う。

(2) 国立大学法人等の教育研究の特性を踏まえ、その質の向上と個性の伸長に資する評価

国立大学法人等の教育研究の特性を踏まえ、国立大学法人等の自主性、自律性を尊重し、中長期的展望に立った教育研究の推進の観点から、その質的充実・向上と個性の伸長に向けた主体的な取組を支援・促進する評価を行う。

(3) 透明性・公正性を確保し説明責任を果たす評価

広く関係各界の有識者を含め大学等の教育研究に高い見識を有する者の参画を得て、その専門的識見に基づく評価を行うなど、評価の過程における透明性・公正性の確保に十分留意するとともに、社会への説明責任を果たす評価を行う。

2 評価の方法

(1) 自己点検・評価に基づく評価

- ① 評価の基本方針に基づき、中期目標の達成状況について、国立大学法人等が行う自己点検・評価の結果や根拠となる資料・データ等の分析を踏まえて評価を行う。
- ② その際、評価の過程全体を通じて、透明性・公正性等の確保に留意する。

(2) 評価対象の単位

- ① 中期目標は、法人全体としての視点を踏まえた内容により構成されている。したがって、評価は当該国立大学法人等を単位として実施する。
- ② その際、評価の項目によっては、個々の学部・研究科等の部局（大学共同利用機関法人においては各機関）の状況を調査・分析した上で、全学的な視点から達成状況を評価する。

(3) 評価の範囲

- ① 中期目標の記載事項のうち、教育研究に係る記載事項の達成状況について評価を行う。
なお、附属病院及び附属学校については、記載事項のうち教育研究に係る内容の達成状況について評価を行うものとする。
- ② 中期目標のうち「研究に関する目標」の達成状況の評価を行う際には、研究業績等の水準判定を行う。また、その水準判定の方法について検討する。
なお、判定対象となる国立大学法人等の範囲については、次のような二つの考え方があり、検討する必要がある。

ア 中期目標の達成度評価という趣旨から、中期目標において研究水準に関して具体的な記載のある国立大学法人等を対象とする。

イ 研究水準は、研究に関する中期目標の達成状況を評価する際の重要な基礎資料となるので、全国立大学法人等を対象とする。

（備考） 大多数の国立大学法人等の中期目標・中期計画においては、達成すべき研究水準が掲げられているので、上記ア、いずれの場合でも、対象となる法人数や水準判定の作業量に大きな差は出ないと考えられる。

- ③ 大学共同利用機関法人は、研究を主目的とする組織であることから、研究業績等の水準判定は、不可欠であると考えられる。

(4) 評価の時期

- ① 評価結果を次期中期目標等の内容及び運営費交付金等の算定に反映させるために、中期目標期間6年間のうち、5年度目に評価を行い、6年度目の早い時期に評価の結果を明らかにすることが必要と考えられる。
- ② この場合、中期目標期間の終了前に、おおむね4年度間の業務の実績についての評価が行われることになり、5年度目及び6年度目の取り扱いに関しては、検討が必要である。

(備考) 評価の時期については、国立大学法人評価の全体的なスケジュールの中で、国立大学法人評価委員会の審議状況を踏まえながら検討する。

(5) 評価の項目

- ① 中期目標の達成状況の評価項目の設定については、各国立大学法人等の自主性・自律性を尊重する観点から、個々の国立大学法人等の中期目標の項目を評価の項目とすることを基本とする。
- ② なお、中期目標記載の項目のみでは当該国立大学法人等の的確な教育研究評価を行うには不十分であると判断されるものについては、例外的に中期目標記載の項目以外の評価項目を設定することを可能とする。

(6) 評価の表し方

- ① 国立大学法人等の教育研究の質の向上と個性の伸長に資する観点及び各国立大学法人等の主体的な取組を支援・促進する観点、さらに、国立大学法人評価の結果を次期以降の中期目標期間における運営費交付金等の算定に活用するとの趣旨から、段階評価を行う。
- ② ①のねらいを実効あるものとするような段階評価の方法（段階の数及び表記等）について検討する。
- ③ 段階評価とともに、国立大学法人等としての優れた取組や特色ある取組、改善が必要な点など、特記すべき点を指摘する。

(7) 意見の申立て及び評価結果の提供・公表

- ① 評価の正確性と公正性を確保するため、評価結果を確定する前に国立大学法人等からの意見申立ての機会を設ける。
- ② 評価結果は、次期中期目標・中期計画に反映できるよう適切な時期に各国立大学法人等へ適切な方法で提供する。

- ③ 確定した評価結果は、多様な方法の活用により広く社会に公表する。

3 評価の実施体制

- ① 評価のスケジュールに合わせて効果的・効率的に評価を実施するため、当委員会の下に必要なに応じて部会等を設ける。
- ② 特に、評価者の確保に十分留意するとともに、評価者の研修等の充実に努める。

4 評価に必要な情報・データの収集・蓄積

- ① 定期的に評価に必要な情報を収集・整理し、評価の根拠資料として利用可能な形で積み重ねておくことが重要である。
その際、どのような情報・データを収集・蓄積する必要があるか検討する。
- ② 評価に必要な情報・データの収集・蓄積は、国立大学法人等における自己点検・評価作業の効率化に資するものと考えられ、現在機構が検討を進めている大学情報データベースを各国立大学法人等の協力を得つつ、できるだけ早期に構築する。

5 国立大学法人評価と大学機関別認証評価との関係

国立大学法人評価と大学機関別認証評価は制度的には別個のものであるが、同時期に大学機関別認証評価を受けることを希望する国立大学法人について、効率化の観点も含めどのように取り扱うことが考えられるか検討する。